

### ■労働関係指標

完全失業率	1月の完全失業率(季節調整値) <b>3.2%</b> (前月差 0.01 ポイント低下)	有効求人倍率	有効求人倍率(季節調整値) <b>1.28倍</b> (前月差 0.01 ポイント上昇)
就業者数 (季節調整値)	<b>6,458万人</b> 2か月連続の増加(前月差 61万人増)	定期給与	現金給与総額(原数値) <b>269,725円</b> (前年同月比 0.4%増)

## Topics 1. 年度更新のポイントについて

労働保険の年度更新の時期となりました。今年は5月中旬から下旬に労働局から会社に案内が届き、6月1日から7月11日までに申告・納付が必要です。今回は、今年度の改正点等についてご紹介致します。

### Point1 労働保険の年度更新とは

会社は、新年度の概算労働保険料(労災保険料・雇用保険料)の申告・納付と、前年度の確定労働保険料を精算する手続きを同時に1年に1回行うことが必要で、これを「年度更新」と呼びます。労働保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間で、全ての労働者(雇用保険については、被保険者)に支払われる賃金の総額に、その事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。

### Point2 雇用保険料率が引き下がります

平成28年度概算分から雇用保険料率が以下の表のとおり引き下がります。

#### ○平成28年度の雇用保険料率

	① 労働者負担	② 事業主負担	雇用保険二事業 保険料率		①+② 雇用保険 料率
			失業給付 保険料率	雇用保険 二事業 保険料率	
一般事業 (27年度)	4/1000 (5/1000)	7/1000 (8.5/1000)	4/1000 (5/1000)	3/1000 (3.5/1000)	11/1000 (13.5/1000)
農林水産 清酒製造の事業 (27年度)	5/1000 (6/1000)	8/1000 (9.5/1000)	5/1000 (6/1000)	3/1000 (3.5/1000)	13/1000 (15.5/1000)
建設の事業 (27年度)	5/1000 (6/1000)	9/1000 (10.5/1000)	5/1000 (6/1000)	4/1000 (4.5/1000)	14/1000 (16.5/1000)

※枠内下段は平成27年度の雇用保険料率

なお、労災保険料率は、今年度の改定はありません。

事業の種類毎の労災保険料率は厚生労働省のサイトに掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000087001.pdf>

## Topics 2.

### ●子ども・子育て拠出金率の上限引き上げ

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令に基づき、拠出金の率が1.5/1000から2.0/1000へと変わります。この政令は4月1日より施行されます。(5月末の納付分より変更)

子ども・子育て拠出金は、児童手当拠出金と言ったほうがなじみ深いと思いますが、平成27年4月より名称が変更になりました。具体的な金額は、厚生年金の被保険者全員の標準報酬月額を合算した額に一定料率を掛けて算出し、毎月の厚生年金保険料といっしょに納付します。3歳未満の子に支給される児童手当に加えて、放課後の児童クラブや児童館の拡充などの資金にも使われています。

### ●マイナンバー記載対象書類の見直し

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年3月31日交付)により、税務関係書類へのマイナンバー記載対象書類の見直しおよび改正が行われました。このうち、給与所得の扶養控除等申告書の扱いについてまとめます

#### 【平成27年10月の国税庁からの通達】

扶養控除等申告書の余白に「個人番号については給与支払者に提出済みの個人番号と相違ない」旨を記入した上で、勤務先が収集済みのマイナンバーを確認し、確認した旨を表示するのであれば提出時のマイナンバー記載は不要。

#### 【今回の改正】

本人または控除対象配偶者、扶養親族等のマイナンバーを記載した帳簿を会社が備えているときは、扶養控除等申告書へのマイナンバーの記載を要しない。

※ 上記にある帳簿とは、申告書提出前に会社がマイナンバーを適切に収集し、保管しているものを指します。

こちらは平成29年度分扶養控除等申告書から適用されます。つまり、今年入社される方に提出してもらう場合には、平成27年10月の上記通達にしたがって書き込みをするか、またはマイナンバーを記載してもらう必要があります。マイナンバーが記載された場合には特定個人情報の取扱いガイドラインにしたがって適切に保管しなければならず、管理方法の再考が問われます。

## Topics 3. もうひとつの年金

少子高齢化の進む日本において、公的年金財政が厳しいものであることは、周知の事実です。これを補填する企業年金の状況も厳しく、「適格退職年金」制度は既に廃止され、「厚生年金基金」も解散が相次いでいます。ここで弊社も関与する(株)401K推進機構がお勧めしているのが、「選択制401K」制度の導入です。

確定拠出年金制度の一つである「選択制401K」では、現在の「基本給」を「新基本給」と「選択金」に分け、この選択金を「今、受け取る」か「将来、受け取る」かを、社員が自ら決定します。そして、将来受け取ることにして401Kに拠出した金額(最大月5万5千円)は「今の給与」に該当しないため、「税」および「社会保険料」の計算から外されるのです。社員(役員も含む)にとって「税」・「社会保険料」が軽減されるメリットは大きいですが、会社にとっても「社会保険料」は折半が基本ですから、会社負担分を削減することができます。一方、社員にとっては401Kに積み立てた金額を60歳になるまで引き出せない、会社にとっては導入・管理コストおよび業務負担が増えるというデメリットがありますが、メリットの方がずっと大きいものと考えております。

先日、米国系企業のお客様に制度の説明をさせていただいた際には、日本法人の米国人社長、米本国の人事担当役員の方とも、米国の401K制度と比較しつつ、そのメリットの大きさに改めて瞠目され、導入を前提として話を進めさせていただくこととなりました。

また、全く別の角度から日本の公的年金を補填するものが存在します。それは海外勤務経験者の方が受給できる海外年金であり、最近立て続けに関わる機会がありました。

一つは英国の老齢年金受給に関してで、英内国歳入庁との直接の書類・電話のやり取りが必要ですが、申請書提出から僅か約2ヶ月で支給決定が下りました。また、日本の税理士の方からは、米国の私的年金受給に関する課税関係についてご相談を受けました。米国からの年金受給の課税関係は日米租税条約に定められていますが、支払国と居住国の課税権につきやや複雑な規定になっており、しっかり理解できている専門家は少ないのが現状です。

「もうひとつの年金」について考えられる際には、弊社にお気軽にご相談ください。

国際業務推進チーム・ディレクター 米国税理士 成田元男

## 編集後記《阜月》目には青葉 山ほととぎす 初鯉

この俳句は江戸時代中期の俳人、山口素堂の作品です。目にも鮮やかな「青葉」、美しい鳴き声の「ほととぎす」、初夏が最も美味だとされた「初鯉」、春から初夏にかけて江戸の人々の愛したものをぎゅっと詰め込んだ一句となっています。この俳句が火付け役になり、江戸では初夏に初鯉を食べるのが大変なブームになったそうです。

四季のある日本では古来より、旬の食材を食べることで季節に思

いを馳せることが「粋」だとされてきました。近年では農業や冷凍技術の発達により、通年様々な食材を手に入れるようになりましたが、旬の食材を食べたいという欲求は、現代を生きる私にも残っているようです。5月は初鯉のほかにも、アジやキスなど食卓でお馴染みの魚が旬を迎えます。お刺身、塩焼き、天ぷら・・・初夏の到来が待ち遠しいですね。(皓)



Facebook 毎週火・木更新★

Facebookにて最新情報をお届けしております

<https://www.facebook.com/arcandpartners>



いいね! お待ちしています♪



プライバシーマークを  
取得いたしました



10840560